

人権ながの

第33号 2022 March
令和4年3月

■発行
長野県 人権啓発センター
〒387-0007 千曲市屋代 260-6
TEL・FAX 026-274-2306

長野県県民文化部 人権・男女共同参画課
TEL 026-235-7106 FAX 026-235-7389
E-mail n-jinken@pref.nagano.lg.jp

長野県教育委員会事務局 心の支援課
TEL 026-235-7450 FAX 026-235-7484
E-mail kokoro@pref.nagano.lg.jp

しあわせ
信州

【特集】

障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指して ～障がいの「社会モデル」を考えよう～

県では障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組、並びに障がいを理由とする差別の解消を目的とした「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」を制定しました。
(令和4年4月1日施行)

障がいのある人とは…

障害者基本法では、障がいのある人を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定めています。つまり、「心身の機能の障がい」があり、その「障がい」や「社会的障壁」によって、生活をしていく上で、大きな「生きづらさ」をずっと感じ続けている人のことです。

障がい者手帳を持っている人のことだけではありません。

社会的障壁とは…

障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で、困りごとや不利益をもたらす社会における様々な障壁（バリア）のことを社会的障壁といいます。

【4つの社会的障壁（バリア）】

<p>① 物理的なバリア 段差、狭い通路 など</p>	<p>② 制度のバリア 利用しにくい制度など</p>
<p>③ 文化・習慣のバリア 視覚でしか分からない署名・印鑑を使う文化 など</p>	<p>④ 心のバリア 障がいのある人に対する無関心や偏見 など</p>

障がいの「社会モデル」

障がいの「社会モデル」とは、障がいのある人が日常生活を送る上で生じる「生きづらさ」は、心身の機能の障がいのことを考慮しないで作られた社会の仕組みや社会的障壁（バリア）に原因があるとする考え方です。

「社会モデル」に対し、「障がい」は個人の心身機能の障がいに原因があるものとした、個人的な問題として捉える考え方を障がいの「個人（医学）モデル」と呼びます。

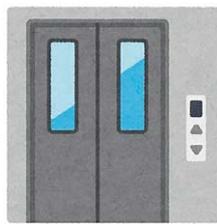
【障がいの「社会モデル」】

例えば、階段しかないとき車いすでは 2 階にあがれません。⇒社会的障壁（バリア）がある



社会モデル

- ・エレベーターが設置されれば車いすでも一人で 2 階へあがれます。
 - ・数人が協力して車いすごと 2 階へ運びます。
- ⇒バリアが解消された



個人（医学）モデル

障がいは個人の問題であるため、治療やリハビリなど自分の力で乗り越えなければいけません。⇒バリアが解消されず、暮らしにくい

※長野県では、さまざまなバリアを取り除くことは、社会全体の問題として考え、取り組んでいます。

わたしたちが今できることは何でしょうか。それは、現在も社会の隅々にあるさまざまな「社会的障壁（バリア）」を少しでも減らしていくことです。

例えば、車いすに乗ってどこへでもひとりで出かけるためには、町の中の段差をなくしたり、エレベーターを設置するだけでなく、タクシーなどの送迎システムを整えたり、障がいに対する人々の無関心や偏見（心のバリア）をなくしていく必要があります。

「心身の機能の障がい」は多様であり、障がいのある方が感じる「バリア」は一人ひとり違います。障がいのある方とのコミュニケーションを通して、何に困っていてどのようなつらさがあるのか、気づくことが大切です。

街中で障がいのある方に「何かお手伝いできることはありますか？」と声をかけることから始めませんか。

あなたの勇気ある「ひとこと」が障がいのある人もない人も共に生きる「共生社会」への一歩となります。

かくやみゆき

角谷美由紀さんと盲導犬イリーのこと

角谷美由紀さんは、2 年ほど前から完全にものが見えなくなりました。しばらくは怖くて外が歩けませんでしたが。その後、歩行訓練を受け白い杖を使い外でも歩けるようになりました。しかし、実際の町の中は、点字ブロックの上に自転車などが置かれる等の障害で、なかなか目的地に着けません。空中につきだした看板、樹木の枝、トラックのサイドミラーにぶつかって転んでケガをしたこともあります。このように、想像も及ばないバリア（障壁）が街中にあるのです。

角谷さんは、1 年ほど前から盲導犬のイリーと暮らすようになりました。イリーは障害物をよけ、角谷さんの安全を守るために段差の前で立ち止まるなど懸命に働いています。ところが、イリーとレストランに入ろうとした時、入店を断られたことが何度もあるそうです。盲導犬と一緒にさまざまな施設に入ることは法律にも定められていますが、このような“心のバリア”があることは残念なことです。角谷さんとイリーのことは、『あけぼの 人間に光あれ 6 訂版（長野県同和教育推進協議会発行）』で詳しく読むことができます。



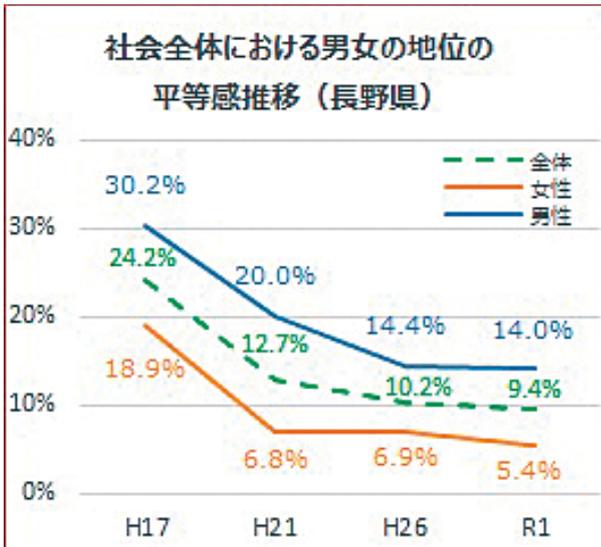
特集

◆◆ 男女の地位の平等感の状況と男女共同参画の推進

男女の地位の平等感をめぐる長野県の状況

社会全体における男女の地位について、「男女平等」と感じている県民の割合は減少傾向となっており、特に女性は、「男女平等」と感じている割合が低い状況となっています。

性別で意識に差が出ている背景としては、「職場」における男女間格差に加え、固定的性別役割分担意識に基づく社会慣行・しきたりが根強く残っている状況が影響していると考えられます。



出典：令和元年度男女共同参画に関する県民意識調査（長野県）

「職場」における3つの男女間格差 (長野県)

- 雇用格差**
 - ▶ 正規で働く女性は男性の約 **1/2**
 - ▶ 非正規で働く女性は男性の約 **3倍**
 - ※生産年齢人口（15～64歳）の状況
- 賃金格差**
 - ▶ 女性の賃金は男性の**74.1%**
 - (全国37番目に低い割合)
 - ※一般労働者の状況（企業規模10人以上）
- 管理職**
 - ▶ 管理職に占める女性の割合は**8.5%**
 - (全国最下位)

出典：平成 29 年就業構造基本調査（総務省）及び令和 2 年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）を基に長野県が作成

長野県の取組

県では、男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組をより発展させ、長野県の持続可能性を追求するため、令和 3 年 6 月に第 5 次長野県男女共同参画計画を策定しました。

本計画は、県はもとより、市町村をはじめ、すべての県民や事業者、関係団体等が相互に連携しながらそれぞれの立場で自ら考え、行動するために共有する指針です。男女が対等な立場で、誰もが自分らしく生きられる社会を目指し、県民一丸となって取り組んでいきましょう。

**第 5 次
長野県男女共同参画計画**

<計画期間>
令和 3～7 年度

<性格>

- 男女共同参画社会基本法及び長野県男女共同参画社会づくり条例に基づく計画
- 計画の一部は、女性活躍推進法に基づく本県の推進計画

※本計画は県公式サイトに掲載されています。

**働き方・くらし方を変えて
誰もが自分らしく
生きられる社会をつくろう**

第5次長野県男女共同参画計画

長野県

(計画冊子表紙)



「輝ける場所」
【長野県美術専門学校生作品】
人権ポスターデザインプロジェクト

特集

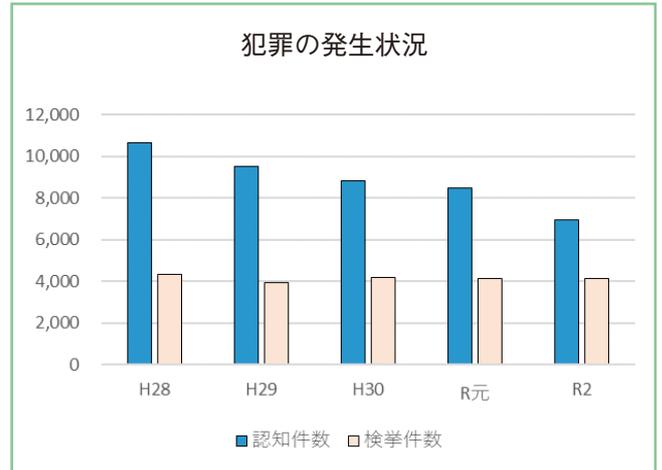
犯罪被害者等支援の取組について

犯罪被害者を取り巻く現状と課題

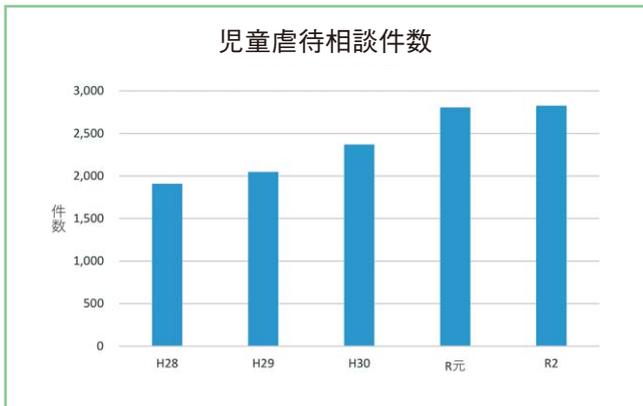
犯罪は人の尊厳を踏みにじる行為であり、被害者等は他人から理不尽に生命、身体を害され、多大な精神的・経済的負担を与えられます。

それにも関わらず、犯罪被害者等は、しばしば被害の責任が犯罪被害者自身にあるかのように見なされたり、被害の実態を理解されなかったりして、社会から孤立することも少なくありません。

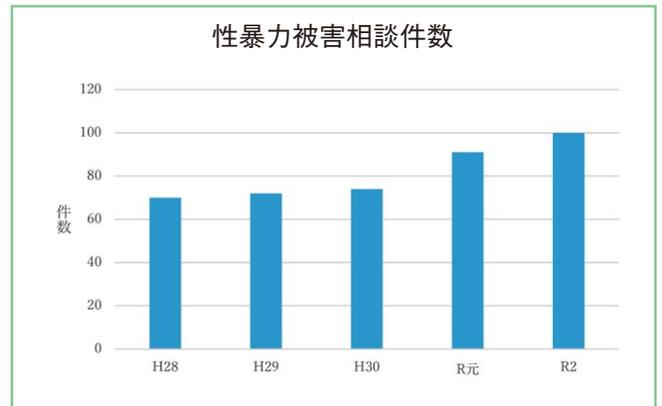
長野県の犯罪件数は、全体的に減少傾向にあります。加えて、近年、県内外で凶悪犯罪が頻発していることもあり、犯罪被害者等は一層困難な状況に直面しています。



出典：長野県警察 統計資料（長野県警）



出典：児童虐待対応件数及び虐待の種別（長野県）



出典：長野県調べ

長野県の取組

県では、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の受けた被害の回復や軽減、生活の再建や権利利益の保護を図るため、「長野県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。（令和 4 年 4 月 1 日施行）

条例の制定に併せて、犯罪被害者等の経済的負担の軽減や、県民の理解を深めるための広報・啓発等を実施する予定です。



「心傷」
【長野県美術専門学校生作品】
人権ポスターデザインプロジェクト

～私たちにできること～

犯罪被害に遭われた方々のために何ができるのか、私たち一人ひとりが考えることが重要です。警察庁では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族の置かれた状況などについて理解を深めることのできる啓発資料を作成していますので参考にしてください。



当事者の声

ある日突然、大切な命を一瞬にして奪う犯罪。一報が入った瞬間から私たちの幸せな家庭は一変しました。家族は一生、深い悲しみと苦しみを背負って生きていかなければなりません。世間の心ない噂に傷つき、次から次へと二次被害に遭い、追い打ちをかけるようにして苦しめられてきました。私たちの人生は大きく狂わされ、楽しく幸せに暮らしていた家庭は破壊されました。

傷ついた被害者・遺族が少しでも癒され、少しでも平穏な生活を取り戻せるように、世間の人たちに、被害者・遺族がおかれている現状を知っていただきたいと切に願います。

(公益社団法人全国被害者支援ネットワークHP「犯罪被害者の声」より一部加工して抜粋)

コラム

りんぼかん 隣保館を訪問しています

みなさん、隣保館をご存知ですか。

隣保館とは、「地域社会のなかで福祉の向上と人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」ことを目的として県内13市町村に23館設置されています。

主な活動は

- 地域の実態把握や住民相談
 - 教養文化活動の充実
 - 地域のボランティアグループとの連携
 - 人権・同和問題への理解を深めるための啓発活動
- と多岐にわたります。

(活動内容は各隣保館により異なります)



隣保館訪問の様子

長野県は「長野県人権政策推進基本方針(※)」の中で、「隣保館を拠点とした学習機会の確保、地域住民の交流促進などの取組や、県民等が主体的に行う啓発活動などを支援します」とし、「県内隣保館と協力して有用な資料の収集・調査・研究を行います」と連携を求めています。

本年度は、長野市若穂隣保館・坂城町隣保館・長和町隣保館・佐久市望月人権文化センターを訪問し、活動状況や地域の課題などをお聞きして、隣保館の今後の活動に当センターも連携していくことを呼びかけました。

※長野県人権政策基本方針：県が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものとして平成22年3月に策定されました。

特集

「満蒙開拓と人権」

満蒙開拓平和記念館館長 寺沢秀文さんは、「満蒙開拓団の歴史」について精力的に講演活動を行っています。長野県教育委員会主催の令和3年度社会人権教育研修会では「様々な人権課題について満蒙開拓から考える」と題して講演をしていただきました。講演の概要と、そこから見える人権課題について紹介します。



研修会でお話する
寺沢秀文さん
(オンライン開催)

満蒙開拓 それぞれの思い

満蒙開拓とは、「満州農業移民 100 万戸移住計画」などの国策により行われた大量移民計画です。終戦までに日本全国から約 27 万人、中でも長野県からは約 3 万 3 千人（「長野県満州開拓史」より）の人々が渡っていきました。満蒙開拓の背景には、国の目的（世界大恐慌や冷害等農村の貧困対策、大陸進出の軍事目的等）、満蒙へ送り出した人々の思い（国策を進めようとした役人や教員等）、送り出された人の思い（苦しい生活からの脱却を望み、全てを投げ出して移住した人々）がありました。

送り出しに動いた国内

送り出した人々は、満州移民を積極的に進めました。しかし敗戦後、送り出された半分近くの人々が亡くなるなど日本に帰って来られませんでした。正しい情報・知識を入手できない状況の中で、より多くの開拓移民を送り出し、国策を成功させることに重点をおいていたことが伺えます。その中で、「国賊」「非国民」と非難されながらも、村からの満蒙開拓の送出に反対した長野県内の村長などもありました。

満州で起きていた事

送り出され満州に移住した人々は、事前に聞いていた夢の移住とは異なり、現地の住民の家や耕地を日本人が奪っているところもありました。現地の住民にとっては侵略されたも同然です。

その後ソ連軍の侵攻により、逃避行が始まると、懸命に逃げる中で、女性、子ども、高齢者などの弱い立場の人々が大きな犠牲を強いられました。その渦中で、現地の中国人の中には、逃げられなかった女性や子どもらを引き取り、家族の一員として温かく迎え入れた人々がいました。日本軍（関東軍）は早くに退却しましたが、その軍人の中にも「開拓団を見捨てて逃げているのだろうか」と悩みながら指示に従った人もいました。混乱と混沌の最中にも、目の前の人の幸せを真剣に考えた人たちがいました。

広く学び、向き合い、考えていく

終戦後、この満蒙開拓に関わった送り出した側と送り出された側の双方が、抱いていた人権に対する様々な思いにきちんと触れられずに現在に至っています。私たちは、こうした人々が今も悩み苦しんでいる状況を受け止め、この歴史に向き合い、それぞれの立場になって考えることが求められています。

寺沢さんは、「アジアのある青年は『日本人は信用できない。かつて侵略したからではなくて、今の日本人がかつての歴史を知ろうとしないから』』と言っていた。かつて何があったのかを正しく知り、周りの人々に伝えていくことで、二度と同じ歴史を繰り返さず、踏みとどまることができる人を増やすことが、事実を先に知った者の社会的責任です。」と語っています。歴史を正しく学び、史実に向き合うことで、お互いを尊重することの大切さについて考えることができます。

今こそ、当事者の思いを聞きながら、「歴史から広く学び、向き合い、考えていく力」が求められているのではないのでしょうか。



満蒙開拓平和記念館（阿智村）

令和 3 年度人権啓発活動レポート

人権啓発講演会 ～新型コロナウイルス感染症と人権～

〈教職員向け〉 令和 3 年 12 月 20 日(月) 佐久平交流センター / オンライン開催
 〈一般県民向け〉 令和 4 年 2 月 6 日(日) オンライン開催
 〈企業・行政職員向け〉 令和 4 年 2 月 18 日(金) オンライン開催

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者等に対する誹謗中傷や差別的扱いが大きな問題となりました。感染症に対する正しい知識のもと、人権に対する理解と認識を深め、差別や偏見のない社会をめざして“教職員向け”“企業・行政職員向け”“一般県民向け”と計 3 回に渡り講演会を開催しました。

2/6(日)に開催した一般向け講演会では、諏訪赤十字病院臨床心理課長の森光玲雄さんによる講演や、Eテレ「いじめノックアウト」などでおなじみのタレント高橋みなみさんを交えたトークセッション、一般の方を交えたディスカッションが行われました。



差別のカタチ

新型コロナウイルス感染第 4 波後のアンケート調査 (NHK 長野放送局調) では感染した人のおよそ 3 人に 1 人が「新型コロナウイルス感染症に感染して差別を受けた」と回答。現在は第 1 波の頃のような露骨な差別は少なくなったかもしれないが、“あからさまな差別”から“無自覚で見えにくい差別的言動”へと質の変化がみられる。差別には濃淡がありカタチを変えて起こっていると森光さんは指摘されています。

差別や排除を生む 3 つの土壌

人間には生存本能から危険を遠ざけようとする性質があり、身の危険を感じているときほど「不安と恐れ」から“リスク”とされる情報に目がいき、属性だけで危険性を推測して嫌悪することが起きやすくなります。その結果、対象を遠ざけたり誰かを責め立てたりしてしまいます。(「レッテル思考」)

また、人は往々にして周りの目を気にし、それに同調してしまう性質があるため、周囲が「感染=悪」と見なせば感染した人に「悪」のレッテルが貼られ、それを恐れる人は「感染した」とは言えなくなってしまいます。そうした「社会のまなざし」が差別や誹謗中傷などの行動を誘発してしまう側面があるのです。

これから私たちにできること

新型コロナウイルス感染症に感染した人へのアンケート (NHK 長野放送局調) によると、「周囲の言動で傷ついた」が 37% の一方で、「救われた」が 65% あり、多くの人は周りからの言動に救われていることが分かります。新型コロナ感染症での学びを生かすことができれば、人とのかかわり方を修正するチャンスになり、持続可能なかかわり方を学ばばもっと幸せな社会をつくることにつながると森光さんは提言されました。

ディスカッションの最後に高橋さんは、「感染した方々が回復して帰ってきた際には、当たり前のように『ただいま』『おかえり』と言える社会づくりを目指していきたい」とおっしゃっています。

新型コロナウイルス感染症は誰にとっても身近に起こりうることです。誰もが自分ごととして捉え、お互いを尊重し合える社会を目指しましょう。



令和 3 年度人権啓発活動レポート

県 人権啓発センター 12 月企画展

令和 3 年 12 月 7 日 (火) ～令和 4 年 1 月 10 日 (月・祝)

人権週間 (12 月 4 日～ 10 日) 及び障害者週間 (12 月 3 日～ 9 日) に合わせ、「人と人がつながる～コネクト作品展～」を開催しました。今年度は「ザワメキアート展 (※)」入選者の作品の中から約 40 点を展示しました。鮮やかで生き生きとした作品が揃いました。

※ザワメキアート展…2016～2019 年度まで開催された県内にお住まいの障がいのある方の作品展



企業人権セミナー

令和 3 年 7 月 27 日 (火) 松本市 M ウィング

今年度の企業人権セミナーは「障がい者を締め出す企業はもうからない—これからの働き方を考える」と題し、言語学者・キリスト教文学者の堀越喜晴さんの講演をお聞きしました。堀越さんは視覚障がいがあり、ご自身の体験を踏まえ、「障がい者は、他の者と同等の尊厳を有する市民である」と知ってはいても、障がい者の生活実感と世間が持っている障がい者像には大きなギャップがあり、そのことが障がい者の生きづらさを生んでいる。障がい者は社会や会社の中で、モラルやコミュニケーションを意識化させ、顕在化させる存在である。会社などでは福祉施策の対象ではなく、一同僚として向き合ってほしい、とお話いただきました。



長野県人権フェスティバル 2021

令和 3 年 12 月 11 日 (土) オンラインライブ開催

人権週間 (12 月 4 日～ 10 日) に合わせ、人権フェスティバル 2021 をオンラインにより開催しました。全国中学生人権作文コンテスト長野県大会や令和 3 年度人権意識の高揚を目指すポスターの入賞作品紹介、シンガーソングライターの伊藤ひよりさんによるミニコンサートが行われました。

人権トークでは、「インターネットと人との関わり合い～突然、僕は殺人犯にされた～」をテーマにお笑い芸人スマイリーキクチさんから、過去に身に覚えのない殺人事件の犯人としてネットに書き込まれ、誹謗中傷により苦しんでこられたご自身の体験をもとに、ネット上での誹謗中傷についてその恐怖や書き込んだ側の責任、さらに処罰のあり方についてお話いただきました。

県内スポーツチームと連携した啓発活動

信濃グランセローズ、松本山雅 FC、AC 長野パルセイロ、信州ブレイブウォリアーズの 4 チームと連携した人権啓発活動の一環として、平成 25 年度より、各チームの代表を人権大使として任命しています。大使の皆さんには、人権啓発テレビ CM への出演や、ホームゲームでの人権啓発活動、人権スポーツ教室や地域の街頭啓発活動などご協力いただきました。



長野県人権啓発センター (詳しくはネットで検索)

〒 387-0007 千曲市屋代 260-6 長野県立歴史館内
TEL・FAX 026-274-2306



休館日

毎週月曜日 (祝日、振替休日にあたる場合は開館)
祝日の翌日 (土・日・祝日にあたる場合は開館)
センターが定める日 (年末年始・県立歴史館の休館日 他)
(詳細は県 HP をご覧ください)

- ・ 電話による人権相談が受けられます
無料、秘密厳守
相談専用電話 026-274-3232
- ・ センター内展示見学無料です
- ・ 人権学習会へ講師を派遣します
- ・ 人権啓発 DVD、展示パネルをお貸しします